

2025 年 10 月 30 日

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社投資信託商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、下記の通り、投資信託約款の変更を行いますので、お知らせいたします。

本約款変更へのご理解、および弊社投資信託商品に対し引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更の対象となる投資信託の名称

追加型証券投資信託 東京海上・インド・オーナーズ株式オープン
親投資信託 東京海上・インド・オーナーズ株式マザーファンド

2. 約款変更適用日

2025 年 12 月 31 日（水）

3. 変更内容および理由

(1) 変更の理由

①東京海上アセットマネジメントの運用体制変更

上記変更対象ファンドは、シンガポール拠点である「東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（以下、「TMAMI」といいます。）」に、インドの企業の株式等の運用を委託しています。東京海上アセットマネジメントの運用体制変更（東京拠点への当該運用の集約）により、TMAMI への運用委託を 2025 年 12 月 30 日付で終了します。2025 年 12 月 31 日以降は、TMAMI による投資助言（アジア地域のマクロ経済調査や株式市場動向分析の情報提供等）をもとに、東京海上アセットマネジメントが投資判断を行います。

なお、この変更は、運用の基本方針を変更するものではありません。

②購入・換金申込不可日の削減

上記①の変更に伴い、購入および換金の申込不可日のうち、シンガポール証券取引所の休業日（半休日を含む）を除外します。

(2) 変更の内容

東京海上・インド・オーナーズ株式オープン

変更後	変更前
運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> <u><削除></u> ③実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。	運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> ③Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd. に、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。 ④実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
【信託報酬の総額および支弁の時期】 第44条 <略> <u><削除></u>	【信託報酬の総額および支弁の時期】 第44条 <略> ④ <u>委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項および第2項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年10,000分の48の率を乗じて得た金額とします。</u>
【附 則】 <略> 附則第2条 第12条(受益権の申込単位および価額)および第49条(一部解約)に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。 インドのナショナル証券取引所の休業日 <u><削除></u> <略>	【附 則】 <略> 附則第2条 第12条(受益権の申込単位および価額)および第49条(一部解約)に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。 インドのナショナル証券取引所の休業日 <u>シンガポール証券取引所の休業日(半休日を含む)</u> <略>

変更後	変更前
運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> <u><削除></u> ③原則として、株式への組入比率を高位に維持します。 ④外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑤資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。	運用の基本方針 2. 運用方法 <略> (2) 投資態度 <略> <u>③Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd. に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。</u> ④原則として、株式への組入比率を高位に維持します。 ⑤外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑥資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
【運用の指図範囲】 第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 <略>	【運用の指図範囲】 第12条 委託者（<u>第14条の2（運用の権限委託）に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第13条（利害関係人等との取引等）、第14条（運用の基本方針）、第15条（投資する株式等の範囲）から第20条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）まで、第21条（有価証券の貸付の指図および範囲）から第23条（有価証券の借入）まで、第25条（外国為替予約の指図）から第26条（信託業務の委託等）まで、第29条（有価証券の売却等の指図）から第31条（損益の帰属）までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 <略></u>
<u><削除></u>	【運用の権限委託】 <u>第14条の2 委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。</u> <u>委託する範囲：株式等の運用の指図</u> <u>委託先名称：Tokio Marine Asset Management International Pte.Ltd.</u> <u>委託先所在地：Singapore</u> ② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が受け取る報酬から支払うものとし、支払時期およびその報酬額は、当該証券投資信託の信託約款において定めるものとします。</u> ③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u>